

永青文庫本

「いさよひの日記」の表記序説

江口正弘

一 はじめに

元來、文字(仮名)は音韻をうつすものであったが、音韻史とその表記の歴史をながめてみると、「いろは歌」の時代までは、一応その対応が厳密であったと思われるが、それ以後は厳密な対応は崩れている。

そのころの音韻の概要をみると、音韻の種類では、平安時代に入って「コ」の甲乙の区別がなくなり、上代特殊かなづかいに現れた甲乙の区別が消えてからも、しばらくア行の「エ」(衣・愛・榎)とヤ行の「エ」(江・枝)とは別の音として区別された。それは「あめつちの詞」の四八音で知ることができる。しかし四八音の時代は比較的短く貞観から天曆ごろ(ほぼ八六〇—九五〇)にかけての一〇〇年間であったと考えられる。そして次いで「衣」と「江」が混同して清音四七音の時代になるが、その時期を代表する資料が「いろは歌」である。この時期も比較的短く、長保(一〇〇〇)ごろから、ア行の「オ」とワ行の「ヲ」とが混同して、更に一音が減じて四六音となるが、ここに

至って表記では「お」と「を」の区別が困難となることになる。

一方音韻法則の面でハ行転呼音と呼ばれる現象が現れる。これは語中語尾のハ行音がワ行音となる現象である。例えば「うるはし」を「ウルワシ」と発音する現象で、この現象は「うるわし」という語に限っては平安時代初期からのようであるが、この現象が一般化するのには、平安時代中期からである。

右の「お」「を」の混同や、語中語尾のハ・ワ行音の混同は、表記の面で、どう書くべきかの問題意識をひきおこし、やがて仮名づかいの問題となるのは、藤原定家になつてからである。定家はその著「下官集」の「嫌文字事」の項で「を」と「お」、「え」「へ」「ゑ」、「ひ」「ぬ」「い」の八項目について用いるべき仮名を示しているが、その基準は「を」と「お」は当時のアクセントにより、「を」は上声、「お」は平声の表記に用い、「え」「へ」「ゑ」以下は、すでに音韻変化して仮名の用法が混同してしまつ

た平安時代後半期の文献を基準に定めたものと推定されている。^(注)

定家は下官集で「他人摠不然又先達強無此事只愚意分別之極僻事也親疎老少一人無同心之人尤可謂道理」と述べてこの方式は誰も用いていない。先達にもこの事を説く者はない。全く自分一人のはなはだしい僻事であるとしているが、その後定家の仮名づかいは行阿によって増補され、次第に広まったものと考えられる。

僧成俊が文和二年（一三五三）に万葉集を書写し、その跋文に「抑於和字音義從京極黃門之以降尋八雲之跡之輩高卑伺其趣者歟、仍天下大底守彼式而異之族一人無之」と記している。当時、歌道にかかわるものは、定家仮名づかいを守り、これに反する者はなかったと記しているが、果して当時の写本はどうであるか。中世の写本の表記（仮名づかい）については、大野晋博士の定家筆本の調査をはじめ数氏の調査が発表されているが、広く他の写本についての調査はさほど多くない。

ここで調査の対象とした永青文庫本「いさよひの日記」は、細川家に伝わり現在熊本大学附属図書館に寄託されている写本で、十六夜日記の伝本中、書写者、書写年代が明記された善本である。十六夜日記成立後どのような書写経過を経たかは不明であるが、奥書に

此道之記始而一覽之次則借請書写訖」是所雇兼如法師之筆也遂勘校之後以「他本重而誦合之者也

慶長第三曆孟冬廿九日

幽齋叟玄旨（花押）

とある。慶長三年（一五九八）に細川幽齋が兼如に書写させたものである。幽齋は三条西実枝に古今伝授をうけ、近世歌学の祖と称された人で、名は藤孝、剃髪して幽齋玄旨と号した人である。

兼如は連歌師兼載の末葉で、

兼載一兼純一長珊一宗悦一兼如と続く猪苗代兼如である。兼如の筆で管見に入ったものは、酒井家旧蔵の兼載筆「百人一首」の奥書に兼如が「此百人一首者、兼載筆跡無疑候歟云々」と記し「慶長十一曆初冬上瀬 是齋兼如」と記したものである。

書写した兼如、書写させた幽齋ともに和歌の道で名を留めた人々であること、さらに作品は定家にとっては嫁の位置にあり、源氏物語なども書写したことのある阿仏の作品「いさよひ日記」である。この本の表記がどうであるかということは、当時のこの世界の人々の表記、仮名づかいを知ることであり、国語史上調査するだけの意義があるのではないかと考える。

二 漢字と仮名の表記から

まず総体的な字数から述べると、永青文庫本「いさよひの日記」は奥書を除いて延べ字数一一、六〇六字、うち漢字延べ字数一、七四三字で、漢字の全体の字数に対する比率は一五%、仮名が八五%である。当時の仮名文学作品の表記の一例として、仮名と漢字の比率は八五対一五の比率と

知ることができる。

ところで漢字表記を更に細かに考察すると、字音語六五語で、二二七字、字訓語の場合は例えば「くち藁」「あり明」のように一部だけが漢字表記のものがあるので、語単位で正確には示し難いが大体異なり語数で三〇〇語余りで、延べ一、五一六字である。この漢字表記の字数を音よみの字数、訓よみの字数として、その比率を示すと、一三対八七で、大部分は訓よみすなわち和語の表記にあてられている。

今訓よみの漢字表記を、使用回数が多い順に示すと次のようになる。頭書の数字は使用回数である(但し奥書は除く)

54人 37山 36見 30歌 29心・又 27所・程 26御

25給 22月 19世 18此 17川 16思・事・浪 15其

14行 13出・候・空・旅・猶・日・身 12跡・君・子・

文・水 11哀・枕・都 10神・草・成・道・昔 9浦・

袖・夢・夜 8返事・立・也・雪 7明・入・打・暮・

鳥・中・一・人々・舟 6有・海・風・木・聞・国・雲・

奉・名・野・春・申・物

5雨・今・音・河・詞・恋・里・旅衣・年・残・後・二・

宮

4有明・命・岩・霧・時雨・忍・旅人・共・波・花・松・

宿・我・井

3磯・家・浦風・影・方・返・煙・比・衣・塩・霜・捨・

玉・契・千鳥・露・手習・遠・情・中山・夏・法・野中・

橋・時鳥・夕・代

2曉・秋・嵐・色・梅・卯月・浦路・枝・岡・貝・書・

数・神無月・清見・朽・雲井・木・心地・坂・郷・清水・
白・過・硯・竹・絶・父・付・月影・手・戸・時・友・
殿・涙・何・似・初音・浜・日比・松風・三・女・目・
屋・八・世々・四・分・居

(1)明石・朝・朝夕・浅・朝臣・東路・雨風・石・板・徒・
五・岩戸・家々・鶉・鶯・打過・浦波・浦人・浦山風・
恨・置・送・大・大井川・大方・大宮・鏡・霞・川風・
河音・帰・返々・壁・哉・亀・北白河・消・清見関・葛
原・車・爰・木葉・駒・是・声・先・里人・五月・更・
嶋・白波・洲・洲崎・末・関・関屋・初・谷・谷川・妙
種・千・使・堤・床・所々・年月・飛・灯・隣・取・鳴・
中々・歎・夏衣・波風・浪間・何事・錦・庭・軒・野路・
葉・計・廿日・浜路・浜千鳥・原・晴・春夏・光・引火・
人目・姫宮・経・臥・二声・筆・藤河・籠・丈屋・冬・
降・外・仏・郭公・問・政・参・三冬・三嶋・御子・御
法・水田・峯・三代・三井寺・都人・虫・藻・紅葉・森
杜・八橋・八嶋・八千代・山陰・山寺・山郭公・湯坂・
夕日・代々・世中・四方・蓬・別・忘・佗・忘貝・渡・
絵・遠近・女子・小枕

使用度数の多い漢字は、いわば常用漢字的性格のものとして考えることができよう。例えば「ひと」という語は底本に59回用いられていて、そのうち「人」の漢字表記は54回、すなわち「ひと」に関しては91%は漢字があてられていることになる。このようにその語の全体の回数に対し、漢字があてられている比率を漢字充当率として上位一〇字程度

表1 漢字充当表

漢字	全回数	漢字表記回数	充当率%
人	59	54	91.5
山	41	37	90.2
見	56	36	64.3
歌	30	30	100.0
心	41	29	70.7
又	29	29	100.0
所	28	27	96.4
程	37	27	73.0
御	29	26	89.7
給	25	25	100.0
月	22	22	100.0

入道大納言(1)・権中納言(3)・五十首(3)・左右(1)・西行(1)・齋宮(2)・宰相(1)・三十首(1)・三位入道(1)・志賀(1)・侍従(7)・集(1)・十五瀬(1)・十八首(1)・十六(1)・宿(1)・序(1)・続後撰(1)・新勅撰(1)・新中納言(1)・前司(1)・僧正(1)・題(1)・大夫(3)・大政大臣(1)・地頭(2)・忠臣(1)・中納言(1)・

示すと表1のようになる。「歌・又・給・月」という語はすべて漢字によって表記され、又「人・山・所・御」などは殆ど漢字により表記されているということができよう。一方、漢字表記の字音語は、語数六五、字数にして二二七字であるが、それを示すと次のとおりである。()内は延べ語数(回数)である。

安嘉門院(2)・伊豆(1)・右兵衛(1)・経(1)・行幸(1)・京極中納言定家(1)・皇太后宮大夫俊成(1)・賢王(1)・古今(1)・故

中将(2)・勅(1)・勅撰(1)・天りう(1)・日記(1)・廿一ヶ条(1)・女院(2)・富士(1)・不破(1)・明神(1)・民部卿(1)・律師(1)・院(3)・十六日(2)・十七日(1)・十八日(1)・十九日(1)・廿一日(1)・廿二日(2)・廿三日(1)・廿四日(1)・廿五日(1)・廿六日(1)・廿七日(1)・廿八日(1)・廿九日(1)・八月(1)・漢字表記の字音語は官名・人名などの個有名詞や日付や数に関するものが大部分である。また、字音語を仮名書きしたものが、次の二一例だけである。()内の数字は回数を示す。

いん(院)(2)・くはこくもん(1)・こう(国府)(1)・さうし(草子)(1)・しきかむもん(式乾門院)(1)・しやう(庄・荘)(2)・しやうし(障子)(1)・しゆく(宿)(1)・せせう(訴訟)(1)・てん(点)(2)・ひほう(非法)(1)・ひやうてう(評定)(1)・ひんき(便宜)(1)・ふし(富士)(1)・ほくゑきやう(法華経)(1)・天りう(龍)(1)・れい(例)(2)

「院」は歴史的表記は「るん」であるが、底本には「いん」「るん」と二つの表記がある。「くはこくもん」は、他本の例からみて、「和徳門院」をいうものと思われる。

「こ」は「と」の誤りで、「くわとくもん」とでもあるべきところであろう。「和」の字音「クワ」を「くは」と記したのも考えられる。「こう」は「国府」の「こくふ」↓「こふ」となったものが、ハ行転呼音により「こう」となったものと考えられる。右に掲げた字音語の仮名表記のうち、一〇例をあげて、歴史的かなづかいによる表記と、

表 2

(前)は前田本(黒)は黒川本の略称

漢字	院	草子	式乾門	庄	障子	宿	訴訟	非法	評定	法華經
底本の表記	ゐい んん	さ うし	し きかむ もん	し やう	し やうし	し ゆく	そ せう	ひ ほう	ひ やうてう	ほく ゑきやう
歴史的表記	ゐ ん	さ うし	し きけん もん	し やう	し やうじ	し ゆく	そ しょう	ひ ほう	ひ やうぢやう	ほけ きやう
色葉字類抄	井ン	サウシ	シヨクケン(門)	シヤウ	シヤウシ	シク	ソシヨウ	ヒホフ(前) ヒホウ(黒)	ヒヤウチャウ	法華寺ホクエシ(前) ホツクエシ(黒)

色葉字類抄の表記を示すと表2のようになる。「非法」を「ひほう」とする表記は、歴史的表記や前田本色葉字類抄が「ヒホフ」とするが、漢字音のこのような唇内入声音は、底本の頃はすでに「フーウ」となっていたと思われる、表記も「ほう」となっていると考えられる。また、「法華經」の「くゑ」はおそらく拗音「クヱ」の表記と思われるが、

まだ直音「け」の表記でない点が注目される。

「サウソウ」・「シャウーショウ」・「ジャウーヂャウ」の区別、すなわち、いわゆる開合の別や、「じち」の別は正確に表記されていると言いうことができる。ただその中でも「せうーしよう」「でうーぢよう」では歴史的表記と異なるものがある事は注意すべきであろう。

三 仮名づかいの統一がみられるか

表記に仮名遣いの意識があつたかどうかは、仮名表記に統一がみられるかどうかでみることができる。今、「お」または「を」を含む語をすべて抜き出して、その傾向を調査してみよう(従つて漢字表記のものは除く)

(1) 歴史的仮名遣いが「お」で、底本の表記も「お」であるもの。

おきつのはま 1¹・おきゐる 3³・おく(奥) 3³・おく(起) 1¹・おくがき(奥書) 1¹・おこなふ 1¹・おこる(発) 1¹・そろおそろし 1¹・ものおそろし 1¹・おつ(落) 1¹・おとうと 3³・おととい(姉妹) 1¹・おとなし 2²・おどろく 1¹・おなじ 13¹³・おに 1¹・おはす 3³・おほかた 1¹・おほし 10¹⁰・おほし(覚) 1¹・おほしめす(思召) 1¹・おほす(生) 1¹・おぼす(思) 1¹・おぼつかなき 5⁵・おぼつかなし 2²・おぼゆ 5⁵・おぼろなり 1¹・おほ井川 1¹・おも(面) 1¹・おもかげ 5⁵・おもしろし 4⁴・おもひ 1¹・おもふ 50⁵⁰・おや 4⁴・おやこ 1¹・おりたつ

11・おろす11・むすびおく12

(以上異なり語数37・延べ語数136)

右の語は歴史的仮名遣いで「お」表記のものが、底本でも「お」のもの、の数を分数形式で示したものである。数字は分母の項がその語の延べ語数、分子の項がそう表記した数である。例えば「おく(奥)」 $\frac{3}{3}$ では、この語が三回用いられ、三回とも「おく」の表記である。すなわち「奥」を「をく」と表記した例はないということである。こうしてみると歴史的仮名遣い「お」で、底本も「お」で表記されている語の中には、同じ語を「お」または「を」と表記上の「ゆれ」があるものは最後の「むすびおく」 $\frac{1}{2}$ ただ一例で、他の語には全く表記上の混乱はないといえる。

(2) 歴史的表記「を」を底本「お」と表記したもの

おかし44・おこがまし11・おさなし11・おさまる11・おさむ11・おし(惜)11・おのこご11・おはり(尾張)11・おり(折)11・おり(折)から11・おり(折)しも22(以上異なり11語、延べ15語)

この項には表記のゆれはない。

(3) 歴史的表記「お」を、底本が「を」と表記したもの。

をく(置)11・おもひをく22・かきをく22・しるしをく11・ちぎりをく11・とどめをく11・申をく11・まいらせをく11・むすびをく12・をくる(送)33・をくる(後)11・をこす(遣)11・お

しはかる11・をと(音)11・をとづる22・をとづれ33・をのづから11・をよぶ44(異なり18語、延

べ28語)

(4) 歴史的表記「を」を、底本も「を」と表記したもの

をしふ11・をち(遠)22・をの(小野)11・を舟11(異なり4・延べ5語)

(5) 歴史的表記「ほ」を、底本が「を」と表記したもの

とをさかりはつ11・とをし88・とをつあふみ22・なを33・なをざり22・引なをす11(異なり6語、延べ17語)

(4)・(5)においても表記上のゆれはない。

以上(1)から(5)までの「お」または「を」と表記された異なり語数七六語、延べ語数二〇一語の表記をみると、「むすびをく」と「むすびおく」の表記以外には、表記上のゆれはなく、表記上の統一をみる事ができた。

ところで唯一の例外的表記と思われる「むすびおく」の用例の検討をしてみよう。

○道をたすけよ子をはくくめ後の世をとへとてふかき契をむすひをかれしほそ川のなかれも(二オ)

「をく」の表記が多いところから、右の表記が通例の表記と思われる。では例外的表記の他の一例は、

○廿六日わらしな川とかやをわたりておきつの浜に打ちつ……………中略……………

なおさりのみるめはかりをかりまくら

むすひおきつと人にかたるな(一六オ)

右の歌は興津の浜での歌であるから「むすびおきつ」は「興津」と「置きつ」の掛詞である。すなわち通例「置く」

なら「をく」と表記する筈であるが、この場合は地名「興津」（「おきつ」）を詠みこむため、「むすびおきつ」と表記したものであるから、この例は「お」「を」の表記を混同した、いわゆる表記のゆれではないと考えねばならない。

こうみてくると底本には仮名遣いに統一があるとみなければならぬ。

ではその仮名遣いはどういうものか、定家仮名遣いとどれだけ一致するか。それは定家仮名遣いのように、アクセントによって書き分けているのか。そのアクセントは、作品が書かれた頃、特に鎌倉時代のそれであるのか。作品が書写された頃、すなわち室町末期のアクセントによっているのかなど考察すべき問題は、これ以後にあるのであるが、与えられた紙数は、残りすくなく、これらすべてについて論じる事は出来そうにないので、これら仮名づかいの問題は別に稿をあらためることにし、小稿では永青文庫本「いさよひの日記」の表記を、漢字の使用状況の報告と、仮名づかいに統一があるという結論を、問題の端緒として示して小稿をとじることにする。

注1 「仮名遣いと上代語」 岩波書店

付記 永青文庫本「いさよひの日記」は左の本に影印本文がある。

江口正弘編「十六夜日記 校本及び総索引」笠間書院
江口正弘解説「永青文庫本 いさよひの日記」 勉誠